

1. 障がい者手帳等



(1) 身体障がい者手帳

○窓 □ 保健福祉課障がい福祉係

○お持ちいただくもの

- ・ 指定医師の診断書（指定医師については障がい福祉係にお問い合わせください）
- ・ 申請書（窓口にあります）
- ・ 顔写真（1 枚，タテ 4 cm，ヨコ 3 cm） ※ 脱帽で 1 年以内に撮ったもの
- ・ マイナンバーカード
- ・ 顔写真付き身分証明書（運転免許証、パスポートなど）
- ・ 印鑑

○再交付等のとき，お持ちいただくもの

（再交付の際，紛失以外は，古い手帳をお返しいただきます。）

手帳をなくしたとき	手帳が（破れたり・汚れたり）したとき	障がい程度が変わったとき	住所、氏名が変わったとき	違う障がいが増えた時	障がい軽減・本人が亡くなった時
・ 顔写真 1 枚 ・ 身分証明書 ・ 印鑑 ・ マイナンバーカード	・ 破れたり・汚れた手帳 ・ 顔写真 1 枚 ・ 印鑑 ・ マイナンバーカード	・ 医師の診断書 ・ 顔写真 1 枚 ・ 手帳 ・ 印鑑 ・ マイナンバーカード	・ 手帳 ・ 印鑑 ・ マイナンバーカード	・ 医師の診断書 ・ 顔写真 1 枚 ・ 手帳 ・ 印鑑 ・ マイナンバーカード	・ 手帳 ・ 印鑑

(2) 療育手帳

○窓 □ 保健福祉課障がい福祉係

○お持ちいただくもの

- ・ 申請書（窓口にあります）
- ・ 顔写真（1 枚，タテ 4 cm，ヨコ 3 cm） ※ 脱帽で 1 年以内に撮ったもの
- ・ 印鑑

(3) 精神障がい者保健福祉手帳

○窓 □ 保健福祉課障がい福祉係

○お持ちいただくもの

① 精神障がい者で障がい年金を受給している場合

- ・ 申請書（窓口にあります）
- ・ 同意書（窓口にあります）
- ・ 年金証書の写し又は年金振込通知書
- ・ 顔写真（1 枚，タテ 4 cm，ヨコ 3 cm） ※ 脱帽で 1 年以内に撮ったもの
- ・ マイナンバーカード
- ・ 印 鑑

② 精神障がいなどで障がい年金を受給していない場合

- ・ 申請書（窓口にあります）
- ・ 診断書
- ・ 顔写真（1 枚，タテ 4 cm，ヨコ 3 cm） ※ 脱帽で 1 年以内に撮ったもの
- ・ マイナンバーカード
- ・ 印 鑑

※手帳の有効期限は 2 年間です。続けてご利用される場合は更新手続きが必要となります。

○更新・再交付等のとき，お持ちいただくもの

（再交付の際，紛失以外は，古い手帳をお返しいただきます。）

手帳を更新するとき	手帳をなくしたとき	手帳が（破れたり・汚れたり）したとき	障がいの等級が変わったとき	住所・氏名が変わったとき	障がい軽減・本人が亡くなった時
・手帳 ・診断書又は年金証書 ・印鑑 ・写真（手帳の更新欄がなくなった場合） ・マイナンバーカード	・顔写真 1 枚 ・身分証明書 ・印鑑 ・マイナンバーカード	・破れたり・汚れたりした手帳 ・顔写真 1 枚 ・印鑑 ・マイナンバーカード	・医師の診断書 ・顔写真 1 枚 ・手帳 ・印鑑 ・マイナンバーカード	・手帳 ・印鑑 ・マイナンバーカード	・手帳 ・印鑑

（4）難病患者等

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法では，障害者の範囲に難病患者等が追加されました。対象となる方々は，身体障害者手帳の所持の有無に関わらず，必要と認められた障害福祉サービス等を受けられます。

○対象者 対象疾患の方（本しおり末の参考資料をご参照ください。）

※「特定疾患医療受給者証」をお持ちの方は，受給者証に記載されている病名で確認下さい。

○窓 口 保健福祉課障がい福祉係

○お持ちいただくもの

- ・ 医師の診断書
- ・ 特定疾患医療受給者証等
- ・ マイナンバーカード
- ・ 印鑑

○主に利用できるサービス（詳細は各ページをご参照下さい。）

- ・ 補装具・日常生活用具の支給 （P. 15～）
- ・ 障害福祉サービス （P. 26～）